

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日は、そ
の翌日が休日である場合)

目 次

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)

保険医療機関等の指定 (保険課)

地域森林計画の決定予定 (林務課)

地域森林計画の変更予定 (ク)

定例教育委員会の招集 (総務課)

◇調達公告 公募型指名競争入札の実施 (管理課)

告 示

鳥取県告示第七百六十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十二月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第七百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定したので、保険医療機関の及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十二月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県東部医師会附属急患診療所	鳥取市富安一丁目六二	
医療法人社団吹野小児科医院	米子市米原七丁目一一四五	平成十一年十二月一日
医療法人三好医院	倉吉市河原町一八〇九	
鳥取医療生協勝部診療所	倉吉市青谷町大字紙屋六一四一一	
医療法人仁厚会藤井記念病院		
倉吉市山根四三一一		

ひらばやし歯科クリニック	米子市夜見町二七八八一五	〃
本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目一一〇	平成十一年十二月三日
新田内科クリニック	倉吉市生田三六〇一	〃
山根医院	境港市元町一二三一	平成十一年十二月六日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三六八	平成十一年十二月八日
さとみ歯科クリニック	八頭郡用瀬町大字用瀬七六七四	平成十一年十二月九日
薬局スタッフ	米子市道笑町四丁目九二一一	平成十一年十一月二十九日
生田調剤薬局	倉吉市生田三六〇一三	平成十一年十二月一日
有限会社素問元気堂薬局	米子市東福原六丁目二一三〇	〃
薬局ワタナベ	米子市富士見町一丁目一一七	平成十一年十二月一日

鳥取県告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第六条第一項の規定により次とおり告示し、一般の縦覧の供する。

平成十一年十二月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により次とおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成十一年十二月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

二 縦覧に供する期間

平成十一年十二月十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課、鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第二十五号**

定例教育委員会の会議を次とおり招集した。

平成十一年十二月十七日

三 縦覧に供する場所

日野川森林計画区に係る地域森林計画の案及び計画図の案

二 縦覧に供する期間

平成十一年十二月十七日から三十日間

一 縦覧に供する書類

鳥取県農林水産部林務課、鳥取地方農林振興局及び日野地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

平成11年12月17日

3

鳥取県教育委員会教育監視課 田 誠

講

- 1 口封 平成十一年十一月廿二日（西）午後一時三十分
11 鳥取 岩見市東町一丁目一七一 鳥取県立教育委員会教育監視課
11 議題
- 1 鳥取県教育委員会規則の形式を左横欄に記す。規則の翻訳
2 もら地

調達公告

- 公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。
- 平成11年12月17日
- 鳥取県知事 片山善博
- 1 工事の概要
- (1) 工事名 岩見川広域基幹河川改良工事（3工区）
 - (2) 工事場所 岩美郡福部村大字細川
 - (3) 工事内容
本件工事は、二級河川岩見川の潮止堰扉体工（左岸側1門）を作成し、及び設置する工事である。
 - (4) 工事の詳細
潮止堰扉体工製作及び設置
扉体工形式：シェル構造ローラーゲート
径間：20.4m
扉高：3.23m
 - (5) 工期 平成12年1月から同年3月25日まで
- (6) 予定価格 215,730,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 2 技術資料の提出ができる者
- 技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。
 - (3) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、土木一式工事に係るものを有すること。
 - (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,000点以上であること。
 - (5) 平成11年12月17日（金）から同月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (6) 平成11年4月1日（木）からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
 - (7) 平成2年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している水門、堰及び閘門の製作から設置までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
 - (8) 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
ア 平成2年度以後において同種工事の現場経験を有する者であること。
イ 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条

平成11年12月17日 金曜日 鳥取県公報

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によつては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- 3 技術資料の作成及び提出
- (1) 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。
- ア 支付期間及び時間
- 平成11年12月17日(金)から同月27日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
- (2) 技術資料の提出
- 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料を次により提出するものとする。
- ア 提出期間及び時間並びに提出場所
- (1)に同じ。
- イ 提出方法
- 持参すること。
- (3) 技術資料の審査
- 提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。
- 4 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。